

Title	〔最高裁民訴事例研究四六一〕自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、保証人が留保所有権を別除権として行使することの可否 自動車引渡請求事件(平成二九年一二月七日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	工藤, 敏隆(Kudō, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.8 (2018. 8) ,p.85- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180828-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た場合には、民法の規定に基づき、Xは当然にBに代位して売買代金債権及び本件留保所有権を行使することができることを確認する。(筆者注：傍線は筆者による。)

⑤ Aは、期限の利益を喪失したときは、Xが代位取得した売買代金債権の弁済のため、直ちに本件自動車をXに引き渡す。

⑥ Xは、前記⑤により引渡しを受けた本件自動車について、その評価額等をもって、売買代金債権の弁済に充てる。

本件自動車について、平成二五年八月二〇日、所有者をB、使用者をAとする新規登録がされ、その頃にBからAへの引渡しが行われていたが、Aが売買代金の支払いを怠ったので、Xは、平成二六年九月二日、Bに対し連帯保証債務の履行として売買代金の残金二九九万九〇六〇円を支払った。

その後Aは、平成二七年五月一三日に破産手続開始決定を受け、Y(被告・控訴人・上诉人)が破産管財人に選任された。Xは、連帯保証債務の履行によって弁済による代位で取得した本件留保所有権を別除権として行使する旨主張し、Yに対し本件自動車の引渡しを求める訴えを提起した。これに対しYは、破産法四九条を根拠に、Xは破産手続開始決定の時点において本件自動車の所有者登録を有していなかったの

で、別除権を行使できない旨を主張して争った。第一審(札幌地判平成二八年五月三〇日金法二〇五三号八六頁)は、X

の請求を認容する判決をした。同判決に対しYが控訴したが、控訴審(原審)(札幌高判平成二八年一月二二日金法二〇五六号六二頁)は控訴を棄却し、第一審判決を維持した。これに対しYが上告受理申立てをし、最高裁判所は本件を上告事件として受理した。

〔判旨〕

上告棄却。

「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権(以下「留保所有権」という。)を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び

留保所有権を行使することが認められている（民法五〇〇条、五〇一条）。そして、購入者の破産手続開始の時点においては、販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るというべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによつて、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものというべきである。」

「以上によれば、被告人は、上告人に対し、本件留保所有権を別除権として行使することができる。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例（最高裁平成二十二年（受）第二八四号同二十二年六月四日第二小法廷判決・民集六四卷四号一〇七頁）は、販売会社、信販会社及び購入者の三者間において、販売会社に売買代金残額の立替払をした信販会社が、販売会社に留保された自動車の所有権について、売買代金残額相当の立替金債権に加えて手数料債権を担保するため、販売会社から代位によらずに移転を受け、これを留保する旨の合意がされたと解される場合に関するものであつて、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。」

〔評釈〕

判旨に賛成する。

一 本判決の意義

本判決は、購入者、自動車販売会社（ディーラー）との三者契約により、購入者の割賦売買代金債務を連帯保証した自動車ファイナンス会社が、販売会社に留保されていた自動車の所有権を、連帯保証債務履行による法定代位で取得したと主張して、購入者の破産管財人に対し自動車の引渡しを求めた事案において、破産手続開始の時点で販売会社を所有者とする登録がされている場合、自動車ファイナンス会社は留保所有権を別除権として行使できる旨を判示したものである。⁽¹⁾

自動車のローン販売においては、現在、自動車販売会社以外の第三者（以下「与信第三者」という。）⁽²⁾が与信を提供する三者間取引が主流を占めている。このような三者間取引では、与信第三者が購入者に対し取得する立替金請求権や求償権等を担保するため、対象自動車に所有権留保が設定されるが、自動車の登録名義上の所有者は販売会社に留めておくことが一般的である。そのため、購入者が倒産手続開始決定を受けた場合に、所有者登録を有しない与信第三者が、留保所有権を別除権として行使できるかという

問題が生じる。この問題については、最二小判平成二二年六月四日民集六四卷四号一一〇七頁（以下「平成二二年最判」という⁽³⁾）が、購入者に対する民事再生手続開始の時点において、販売会社を所有者とする登録がされていても、与信第三者は立替金債権および手数料債権を被担保債権とする留保所有権を別除権として行使することは許されない旨を判示した。その後は、平成二二年最判の当否や射程をめぐって活発に議論が展開する一方で、与信第三者の中には、平成二二年最判を前提としても、自らを所有者とする登録なくして別除権を行使できるように、与信第三者の被担保債権や留保所有権の取得原因が法定代位である旨を明記するなど文言を改めた「新約款」（詳しくは後記四二（二）を参照）を用いる業者が現れていた。本件は、「新約款」を用いた事案について、平成二二年最判の射程は及ばず、与信第三者は所有者登録がなくても留保所有権を別除権として行使し得る旨を判示したものであり、実務上および学理上の意義は大きいと思われる。

以下では、まず自動車販売における所有権留保（二）、および倒産手続における所有権留保の取扱い（三）について概観した後に、平成二二年最判とその後の状況を分析した上で（四）、本判決の検討を行い（五）、残された問題

（六）を最後に論じる。

二 自動車販売における所有権留保

1 自動車販売における信用取引

自動車販売の形態として、一九七〇年代中頃（昭和五〇年代初め）までは、自動車販売会社と購入者の二者間での割賦販売が主流であったが、それ以降は販売会社以外の第三者が信用供与する形態が広く用いられるようになった。第三者による与信の伝統的な手法としては、販売会社と提携した金融機関等が購入者に金銭を貸し付け、販売会社がそれを連帯保証するローン提携販売や、信販会社による割賦購入あっせんがあったが、一九九〇年代以降は自動車メーカー系列のファイナンス会社（販売金融会社）、「販売金融会社」とも呼ばれている⁽⁵⁾。による与信のシェアが急速に拡大し、現在では自動車ローン販売の主流を占めている⁽⁶⁾。与信第三者による信用供与の方法には様々な形態がある⁽⁷⁾が、与信第三者が販売会社に行く弁済の時期や性質に着目すると、以下の二つに類型化することができる⁽⁸⁾。一つは「立替払方式」である。この方式では、購入者の販売会社に対する売買代金債務については与信第三者が一括で立替払いし、購入者は残代金や手数料に相当する額を与信第三

者に割賦払いしてゆくことになる。もう一つは、「保証委託方式」（または「集金保証方式」）である。この方式では、購入者が販売会社に負う売買代金債務について、与信第三者が保証するとともに購入者からの集金業務を受託する。購入者が割賦払を遅滞して期限の利益を喪失した場合、与信第三者は保証債務の履行として残代金を販売会社に一括払いし、以後購入者は与信第三者への債務として残代金等を支払ってゆくことになる。

2 旧約款における所有権留保条項

前記いずれの第三者与信形態においても、購入者の割賦払を担保するため、三者間取引による所有権留保の設定が行われるが、平成二二年最判の事案において、与信第三者である販売金融会社が使用していた契約条項（以下「旧約款」という。）は、以下を内容とするものであった。⁽⁹⁾

①被担保債権の範囲

販売会社の下で発生した売買代金債権だけでなく、与信第三者の下で生じた手数料等の債権も含まれる。販売金融会社による与信では、売買後に販売会社が取得する修理代金等も被担保債権を含む契約条項を用いることがあり、そのような形態は「包括担保方式」と呼ばれる。⁽¹⁰⁾

②留保所有権の主体

留保所有権の主体は、販売会社ではなく与信第三者である。ただし、保証委託方式には、販売会社から与信第三者への留保所有権の移転時期を、保証委託契約の成立直後とするもの（当初移転型）と、与信第三者が購入者の代位弁済として販売会社への支払を完済した場合とするもの（立替払時移転型）があり、後者の場合、与信第三者が保証債務を履行するまでは、販売会社が留保所有権を有することになる。なお、前記①の包括担保方式では、販売金融会社が販売会社に立替払いまたは保証債務を履行した時点で、販売会社が購入者に対し修理代金等の債権を有する場合には、販売金融会社は留保所有権を販売会社と準共有することになる。⁽¹¹⁾

③与信第三者が留保所有権を取得する原因

立替払方式では与信第三者が販売会社に立替払いをしたことよって、また保証委託方式では割賦販売契約や保証委託の効力発生時に販売会社から与信第三者に移転する旨が条項上記載されているが、それらの法律構成は具体的に明記されていない。

④自動車登録上の所有者

購入者が分割払いを完済するまでは、原則として販売

会社社名義とするが、与信第三者の選択により与信第三者名義にすることもできる。ただし、実際には販売会社名義とする取扱いが一般的である。その理由としては、販売会社と購入者の関係は修理や車検等で継続するものであることや、登録免許税や人件費などの名義変更のコストが終局的に購入者に転嫁されるのを避けるべきこと等が挙げられ、特に販売金融会社については、販売会社との一体的運用の合理性や必要性も指摘されている⁽¹⁴⁾。

三 倒産手続における所有権留保の取扱い

本件では争点とされていないが、所有権留保の取扱いについて、判旨が前提にしたと見られる法解釈をここで確認しておく。

まず、所有権留保の実体法上の法律構成については、民法学説上、所有権留保の実質が代金債権担保にある点を捉えて、売主に留保された所有権（留保所有権）は担保目的に制限され、買主にも一定の物権的な権利（物権的期待権）を認める見解が通説である⁽¹⁵⁾。また、所有権を留保した売主の倒産手続上の地位については、取戻権とする見解も提唱されているが、所有権留保が担保目的である実質を重視して別除権とする見解が通説を占めており、下級審裁判

例⁽¹⁸⁾および実務運用でも別除権としての取扱いが定着している。平成二二年最判は所有権留保が別除権であることを前提としており、本判決も然りである⁽²⁰⁾。

さらに、倒産手続における双方未履行双務契約に関する規律（破五三条、民再四九条、会更六一一条）について、通説は原則として適用を否定するが、不動産や自動車のように登記や登録を権利移転の對抗要件とする財産については、代金完済前の買主に倒産手続が開始された場合、売主の登記・登録移転義務が未履行であるとして適用を肯定する⁽²¹⁾。

これに対し、登記・登録の要否にかかわらず適用を否定する説も有力に主張されている。この説は理由として、売主が有する登記・登録は、担保権である留保所有権を公示するものであり、被担保債権が完済されるまでは買主に所有権移転の對抗要件を具備させる義務を負うものではなく、完済時の登記・登録の移転は担保権消滅に基づく公示の抹消という担保権者としての義務であることを指摘する⁽²²⁾。加えて、平成二二年最判の後には、同判決が別除権行使に倒産手続開始決定時の登記・登録を要求する以上、登記・登録を留保売主にとどめることは当然に予定されており、これと双方未履行双務契約の規律適用は両立しないことも指摘されている⁽²³⁾。私見も、これらの理由付けは相当なものと考

え、⁽²⁴⁾破産法五三条の適用を全面的に否定する見解を支持する。

四 平成二年最判とその後の状況

1 平成二年最判

(一) 事案の概要

購入者、販売会社及び販売金融会社は、三者間において、購入者が、販売会社から自動車を買受けるとともに、販売金融会社に対し、同車の残代金（売買代金から下取車の価格を控除した残額）を販売会社に立替払することを委託することや、所有権留保の設定等と内容とする契約を締結した。前記二一の分類によれば立替払・包括担保方式で、旧約款の事案であった。

販売金融会社は、右契約に基づき残代金を立替払いしたが、その後購入者は小規模個人再生による再生手続開始決定を受けた。同時点での自動車の所有者登録は販売会社名義であったが、販売金融会社は留保所有権に基づく別除権の行使として、購入者に対し自動車の引渡しを求め、訴訟を提起して争った。

(二) 判旨

再生債務者の財産について別除権の行使が認められるた

めには、「個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができず債権者の衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要がある……（民事再生法四五条参照）」として、「本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人（筆者注：販売金融会社）を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」とした。

このように解する理由として、「本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したのではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。」とした上で、当該事案の三者契約の被担保債権には、販売会社の下で生じる残代金相当額にとどまらず、販売金融会社の下で生じる

手数料額をも含んでいたことから、留保所有権が代位により移転するというのみでは、「本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反する」とした。

2 平成二二年最判後の状況

(1) 旧約款への対応

平成二二年最判の後、破産事件の実務においては、破産手続開始決定時に所有権留保に係る自動車が増上未了で留保所有権者である与信第三者が自動車の登録名義を有しない場合、破産管財人は当該自動車を破産財団に属するものと扱うが、与信第三者の協力を得て売却し、その代金の適宜の額（八割から九割程度）⁽²⁵⁾を破産財団に組み入れるという和解的方法が採られている。一方、平成二二年最判は、留保所有権者が倒産手続開始前に所有権留保を実行する場合の登録の要否については判示していないが、支払停止後に与信第三者が行った自動車の引上げに対し、破産管財人が偏頗行為と主張し否認権を行使する運用が広がり、与信第三者との間で紛争が頻発している。⁽²⁷⁾

(2) 新約款の登場

平成二二年最判に対処する方法としては、与信第三者が自らを名義とする所有者登録を行う方法もあり得るが、所

有者名義を販売会社とする従前の実務は、前記二②④のとおり相応の理由があるとされ、ほとんど変更されることはなかった。販売金融会社の中には、与信第三者の留保所有権の取得原因を立替払または保証債務履行による法定代位（民法五〇一条）である旨を明記した三者契約に対しては、平成二二年最判の射程は及ばないとの理解（後記五①で詳述する。）を前提に、所有権留保に関する条項を以下の内容に改めた契約を用いる業者が現れた。このような三者契約は「新約款」と呼ばれている。⁽²⁸⁾

① 被担保債権は、販売会社の下で発生した売買代金債権のみである。

② 留保所有権は、三者契約が締結された時点では販売会社が有し、与信第三者が被担保債権を立替払いまたは保証債務の履行をすることによって移転する。

③ 与信第三者が留保所有権を取得する（前記②）の原因は、民法が規定する法定代位である。

(3) 新約款への対応

倒産裁判所は、新約款の事案であっても、所有者登録を有しない与信第三者を別除権者としては扱わず、旧約款の事案と同様に、対象自動車が破産財団に属することを前提とした前記(1)の和解的方法を求める運用を行ったため、⁽²⁹⁾

この事案でも与信第三者と破産管財人の間で紛争が頻発している。公刊されている裁判例として、本件の第一審および原判決のほかに、大阪地判平成二九年一月一三日金法二〇六一号八〇頁⁽³⁰⁾、および札幌地判平成二八年九月一三日LEX/DB25543728、よその控訴審である札幌高判平成二九年一月一三日LEX/DB25545175があり、いずれも、所有者登録を有しない与信第三者が留保所有権を別除権として行使することを認めている。

五 本判決の検討

1 法定代位構成における与信第三者の所有者登録の要否
法定代位構成を明記した新約款による留保所有権者である与信第三者が、別除権の行使に際し自らを所有者とする登録を要するかについては、学説が分かれている。

与信第三者名義の登録は不要であり、販売会社名義の登録で足りるとする説は、平成二二年最判は留保所有権の取得原因が三者契約の事案について判断したものであり、その射程は立替払や保証債務履行による法定代位を取得原因とする事案に及ばないとの理解を前提とする⁽³¹⁾。そして、法定代位による権利移転には対抗要件を不要とするのが民法上の通説であることから、倒産手続開始の時点で販売会社

名義の登録があれば、与信第三者は法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使可能であるとす。また、実質的な利害状況として、所有権留保に係る自動車の登録上の所有者が購入者ではない以上、購入者の一般債権者が期待する引当財産には含まれていなかった⁽³²⁾。とあり、与信第三者が留保所有権を別除権として行使しても一般債権者の利益を不当に害するものではなく、別除権行使を否定することはかえって一般債権者に棚ぼた的な利益を与える旨を指摘する⁽³³⁾。

これに対し、与信第三者の所有者登録を必要とする説は、倒産手続開始後の登記・登録の効力に関する規定（破四九条、民再四五条、会更五六条）の趣旨を根拠とする。すなわち、これらの規定が権利主張に登記・登録を求める趣旨は、対抗要件ではなく権利保護要件であると解した⁽³⁴⁾。上で、個別的権利行使が禁止される一般債権者と、倒産手続によらずに別除権を行使することができる債権者との衡平の見地から、権利の帰属者を登録により画一的に決しようとしたものであるとする⁽³⁵⁾。また、与信第三者の所有者登録を不要とする説に対しては、留保所有権の対抗力が登記・登録なくして認められるかという重要な法律問題が、販売会社や与信第三者が自由に策定でき、かつ公示されることにな

い契約書の文言で左右されることが不当であると指摘する⁽³⁷⁾。

両説について検討すると、まず、平成二二年最判の判旨は、当該事案の三者契約(旧約款)について当事者の合理的意思を踏まえた認定ないし判断であることから、留保所有権の取得原因を法定代位と明記した新約款の事案を射程外とすることは容易に導かれる。その上で、実質的利害状況について見ると、購入者の一般債権者は、平常時においては自動車を差し押えることはできず、これを引当財産と見ることはできないにも関わらず、購入者の倒産手続が開始された場合には破産財団に組み込まれるとする登録必要説の帰結は、まさに棚ぼた的利益であり衡平とはいえない。換言すれば、第三者にとっては、自動車登録上の所有者と使用者が同一でないことが判明すれば、留保所有権の主体が誰かは措いても、所有権留保の存在を推知することは容易に可能である。

また、与信第三者の所有者登録を必要とする説からの批判のうち、契約書の文言によって登録の要否が左右される点については、法定代位の規定が任意規定であり、これをあらかじめ放棄する特約も有効とされていることからすると、不自然な帰結とはいえない⁽³⁸⁾。加えて、販売会社を当初の留保所有権の主体とすることが形式的であるとの点につ

いては、少なくとも本件のような保証委託方式の場合、与信第三者の経営状況悪化により代位弁済が実行されないリスクが絶無とはいえないため、留保所有権は販売会社の購入者に対する債権を担保する目的も含むと見ることができ、実体がないとはいえない⁽⁴⁰⁾。

したがって、私見は、与信第三者の所有者登録は不要であり、販売会社名義の登録で足りるとする説を妥当と考える。

2 本判決の当否

本判決は、平成二二年最判の射程が法定代位構成に及ばないこと、および、法定代位によって取得した被担保債権と担保権の行使に対抗要件が不要であることを前提に、「購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るといふべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによつて、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。」ことを理由に、与信第三者による留保所有権の行使を認めたものであり、その結論および理由について私見は賛成である。

しかし、本判決が説く前記の理由は、留保所有権の取得

原因が法定代位ではなく三者契約であっても、自動車について販売会社の所有者登録がされており、購入者の一般債権者は引当財産としての期待を有していなかった点において、同様にあってはまると考えられる。⁽⁴¹⁾ そうであるとするれば、翻って平成二二年最判の事案においても、販売会社の下で生じた売買代金に相当する立替金の部分については、与信第三者による別除権行使を認めるべきであったと解し得ることになる。本判決は平成二二年最判の射程から巧みに逃れているが、同最判への疑問を再燃させる契機も内包したものと見えよう。⁽⁴³⁾

3 「回収費用」の扱い

なお、本判決中では言及されていないが、本件第一審判決の事実摘示によれば、本件の三者契約には、留保所有権者が引き上げた本件自動車の評価額をもって、売買代金債権だけでなく、その回収費用の弁済にも充当する旨の条項がある。この「回収費用」が、「弁済の費用」（民四八五条）に含まれない与信第三者の手数料や取立費用を含むものであるとすれば、販売会社の下で成立した被担保債権の範囲を超えるため、平成二二年最判と抵触する可能性がある旨の指摘がされている。⁽⁴⁴⁾

本件第一審判決は「販売会社から取立て及び受領を委任

されたXが負担する回収費用は、元来、本件破産者が販売会社に対し負担すべきものであり（民四八五条）、原債権たる本件割賦金等債権に含まれると解し得るものであるから、前記充当に関する合意について、Xが、販売会社の有しない債権を別途取得し、これについて新たな担保権を設定することを予定したものと解されない」と判示し、法定代位構成を妨げないものとしている。同判決の事実摘示における金額の内訳を見ると、販売会社との売買契約で定められた「諸費用」「割賦手数料」以外の費用は含まれていないのであるから、少なくとも本件において、「回収費用」への充当を認める条項は、法定代位による構成を否定する要素にはならないと解すべきである。⁽⁴⁵⁾

六 残された問題

1 保証委託方式以外の新約款の扱い

本判決は、保証委託方式の新約款についての判断であるが、他の類型の新約款の事案についても、本判決の理を用いて、与信第三者による別除権行使を認めることができるかについて検討する。

(1) 立替払方式

立替払方式では、三者契約締結後、与信第三者が直ちに

売買代金を立替払いすることから、保証委託方式と比較すると、販売会社にとって留保所有権の担保としての実質が乏しいことを指摘する論者もある⁽⁴⁶⁾。しかしながら、売買代金債権が発生してから販売会社が立替払を受けるまではごくわずかの期間ながらタイムラグがあり、所有権留保の前提が理論上全く欠けているとはいえない⁽⁴⁷⁾。また、購入者が通常任意に設定する頭金は、立替払や保証債務履行の対象外であり、販売会社が自らの債権として保全を要することや、前記二二①の包括担保方式の場合、所有権留保は販売会社の下で発生する修理代金等債権についても担保していることから⁽⁴⁸⁾、販売会社に留保所有権の成立を認める実体が存在するというべきである。

したがって、保証委託方式と立替払方式の差異は、登録名義の移転が可能となる時期の相対的な相違にすぎないと⁽⁴⁹⁾、みることができ、立替払方式についても、本判決と同様に、販売会社を所有者とする登録があれば、与信第三者は留保所有権を別除権として行使できるものと解する⁽⁵⁰⁾。

(2) 保証委託方式・当初移転型

保証委託方式において、販売会社が有する留保所有権の移転時期を、保証債務履行時ではなく契約時と定めた場合(当初移転型)(詳しくは前記二二②参照)については、留

保所有権の移転原因により別除権行使の可否を区別する判例理論を前提にすると、三者契約による移転と認定され、別除権行使を否定する結論に至る可能性は払拭できない。しかし、将来の求償権について抵当権を設定することも、その債権が将来発生する基礎となる法律関係が現に存在する限り有効であると一般に解されていることを根拠に、当初移転型であっても、法定代位の効果発生は妨げられないとする見解が主張されている⁽⁵²⁾。そのような理論構成は不可能ではないと思われるが、私見は前記五二のとおり、平成二二年最判自体を疑問と考える。

(3) 包括担保方式

この方式(詳しくは前記二二①参照)では、立替払や保証債務の履行をした与信第三者は、留保所有権を販売会社と準共有するが、包括担保方式の契約には与信第三者が販売会社に優先して権利行使することを許容する趣旨が内包されていると解されること等⁽⁵³⁾からすれば、一部代位で移転した留保所有権を与信第三者が単独で行使することを認めよう⁽⁵⁴⁾と解される。

2 担保権の移転一般における取扱い

本判決は、三者間所有権留保において、与信第三者が留保所有権を別除権として行使する事案について判断したも

のであり、所有権留保以外の他の担保権や、任意代位や債権譲渡によつて被担保債権が移転した事案については射程外である。論者には、これらの事案についても、本判決と同様の考え方で、担保権の移転について第三者對抗要件を具備しなくても別除権行使を認めるべき旨を提唱する者もある。⁽⁵⁵⁾前記52で述べたとおり、一般債権者が有する引当財産としての期待の有無という本判決の理を用いることは基本的に相当と思われるが、担保により設定や移転の公示方法に違いがあることから、その点も踏まえた個別的な検討を必要があると思われる。

(1) 本判決の評釈として、杉本和士「判批」法教四四九号一二八頁(二〇一八年)、木村真也「判批」新・判例解説Watch 倒産法No.44(二〇一八年)、鈴木尊明「判批」新・判例解説Watch 民法(財産法)No.143(二〇一八年)、福谷賢典「判批」金法二〇八一号六頁(二〇一八年)、石毛和夫「判批」銀法六二巻一七頁(二〇一八年)。本判決を採り上げた論稿として、田高寛貴「自動車割賦販売における留保所有権に基づく信販会社の別除権行使」最一小判平29・12・7の持つ意味―金法二〇八五号二四頁(二〇一八年)、印藤弘二「倒産手続における自動車所有権留保の取扱いに係る新判例」最一小判平29・12・7と

残された課題」金法二〇八六号三六頁(二〇一八年)、杉本和士ほか「座談会」5つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金法二〇八七号六頁(二〇一八年)、田村耕一「信販会社による所有権留保に関する最判平二二年六月四日と最判平二九年一月七日に基づく三者関係の構造に関する考察」広島法科大学院論集一四号九五頁(二〇一八年)。

原審判決の評釈として、上江洲純子「判批」リマークス五五号一八頁(二〇一七年)、田高寛貴「判批」金法二〇七三三三頁(二〇一七年)。

原々審判決の評釈として、杉本和士「判批」法教四三二号一六五頁(二〇一六年)、和田勝行「判批」法教四三五号六四頁(二〇一六頁)、伊藤隼「判批」ジュリ一五〇六号一〇八頁(二〇一七年)。

(2) ただし、後記注(7)で述べるように、四者間取引の形態もある。

(3) 担当調査官による解説として、山田真紀「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成二二年度(上)三七六頁(二〇一四年)。評釈として、印藤弘二「判批」金法一九〇四号四頁(二〇一〇年)、同「判批」金法一九二八号八〇頁(二〇一一年)、小林明彦「判批」金法一九一〇号一頁(二〇一〇年)、野村秀敏「判批」金判一三五三三三頁(二〇一〇年)、小山泰史「判批」法教三五六号判例セレ

クト二〇一〇「I」一六頁(二〇一〇年)、同「判批」金法一九二九号五六頁(二〇一一年)、石毛和夫「判批」銀法七二五号五一頁(二〇一一年)、佐藤鉄男「判批」民商一四三卷四〇五号四八九頁(二〇一一年)、平野真由「判批」月刊消費者信用二九卷四号四〇頁(二〇一一年)、山本和彦「判批」金判一三六一号六八頁(二〇一一年)、上江洲純子「判批」平成二二年度重要判例解説(ジュリ一四二〇号)一七五頁(二〇一一年)、荒木新五「判批」民事判例II二〇一〇年後期一四二頁(二〇一一年)、田頭章一「判批」リマークス四三三号一三四頁(二〇一一年)、直井義典「判批」香川法学三二卷一〇二号一三二頁(二〇一一年)、小林久起「判批」平成二二年度主要民事判例解説(別冊判タ三三三号)二八四頁(二〇一一年)、和田勝行「判批」論叢一七〇卷一〇二頁(二〇一一年)、野村剛司「判批」速報判例解説一三三〇一六五頁(二〇一三年)、杉本和士「判批」法研八六卷一〇九〇頁(二〇一三年)。加毛明「判批」伊藤眞Ⅱ松下淳一編「倒産判例百選(別冊ジュリ二一六号)一一八頁(有斐閣、第五版、二〇一三年)、田村耕一「判批」広法四〇卷一〇二頁(二〇一六年)。

(4) 田高寛貴「多当事者間契約による自動車の所有権留保——最二小判平22・6・4の評価と射程——」金法一九五〇号四八頁(二〇一二年)、同「倒産手続における三者間所

有権留保——最二小判平22・6・4以降の下級審判決の検討——」金法二〇五三三〇二四頁(二〇一八年)、伊藤弘二「倒産手続における所有権留保の取扱い——最二小判平22・6・4の検討——」金法一九二八号八六頁(二〇一二年)、福田修久「破産手続・民事再生手続における否認権等の法律問題(1)」曹時六四卷六号一頁(二〇一二年)、下村信江「民事再生手続における所有権留保と対抗要件の要否」法時八四卷一二号八四頁(二〇一二年)、石口修「留保所有権の譲渡と譲受人の法的地位——最(二小)判平成22年6月4日の再検討・日独比較法の視点から——」千葉二八卷一〇二二号六二八頁(二〇一三年)、関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位(上)(下)」判時二一七三三三頁、二一七四三三頁(二〇一三年)、杉本和士「破産管財人による所有権留保付動産の換価——前提となる法的問題の検討」岡伸浩ほか編著『破産管財人の財産換価』七二四頁(商事法務、二〇一五年)、伊藤眞「最二小判平22・6・4のNeuchâten(残留)——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法二〇六三三〇四五頁(二〇一六年)、田村耕一「信販会社による所有権留保を活用した自動車販売の法的検討における留意点」広法四〇卷二二〇一頁(二〇一六年)、阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討——最判平成二二

年六月四日最高裁判決を契機として―」債管一五五号七一頁注24(2017年)、山本研「倒産手続における所有権留保の処遇―最判平成22・6・4民集64巻4号1107頁の検討を中心として」法教四五〇号一〇頁(2018年)。

(5) 通産省(当時)の統計によれば、昭和五二年八月の時点では自動車販売の約半数近く(四九・二%)が販売業者による割賦販売であったが、以降は減少の一途を辿っている(小峯勝美「クレジット取引と自動車の所有権留保(1)」NBL四三〇号二頁(一九八九年))。

(6) 自動車メーカー系列のファイナンス会社の発展について、古江晋也「自動車ローンの現状と課題」農林金融二〇〇六年四月号三二頁、田高・前掲注(4)金法一九五〇号四九頁。

(7) 本文中で述べるほかに、販売会社への売買代金の立替払は販売金融会社が行うが、購入者からの分割払金の支払いについては、販売金融会社が別の信販会社に保証を委託する方式がある(古江・前掲注(6)三四頁は「融資方式」、田高・前掲注(4)金法一九五〇号五一頁は「立替払」集金保証方式とする)。この方式は四者間取引となり、保証受託会社が購入者に対する与信を提供することになるが、留保所有権の主体は販売金融会社とされるようである。このほか、販売会社と顧客間の取引を、売

買ではなくリース(賃貸借)とする方式もある(田高・同一頁)。

(8) 立替払方式と保証委託方式に分類して分析するものとして、阿部ほか・前掲注(4)七〇頁など。論者によって、方式の呼称や分類の方法には若干の相違がある(田高・前掲注(4)金法一九五〇号四九頁、古江・前掲注(6)三二頁、印藤・前掲注(1)四二頁など)。

(9) 信販会社を介した三者間所有権留保と売主所有権留保の一般的な相違点を指摘するものとして、千葉恵美子「複合取引と所有権留保」内田貴・大村敦志編『民法の争点(ジュリ増刊)』一五三頁(有斐閣、二〇〇七年)。旧約款の実際の文言を例示するものとして、田村・前掲注(3)二四頁。旧約款と新約款の文言を例示して比較するものとして、阿部ほか・前掲注(4)七一頁注24(26)。

(10) 田高・前掲注(4)金法二〇五三三二八頁、田村・前掲注(3)二四頁、伊藤和規「自動車メーカー系販売金融会社の留保所有権と倒産手続での処遇に関する考察」金法二〇五二二号一八頁(二〇一六年)。

(11) 当初移転型と立替払時移転型の条項の文言を比較するものとして、坂本隆一「倒産実務における自動車の(第三者)所有権留保に係る問題点の整理と今後の課題についての一考察」金法二〇四二二二六頁(二〇一六年)。

(12) 田村・前掲注(3)二八頁、田高・前掲注(4)金法二〇

五三二九頁、伊藤・前掲注(10)一九九頁。

(13) 田高・前掲注(4)金法一九五〇号五五頁、阿部ほか・前掲注(4)六四頁。このほか、中古自動車の評価額は名義変更する度に低下することを挙げるものとして、田村・前掲注(3)三三頁注15)。

(14) 「販売とクレジットの一体的運用」をする上で名義を販売会社とすることの合理性を挙げるものとして、大島重遠「自動車の留保所有権に関する判決と実務上の課題」債管一三七号二〇〇頁(二〇一二年)、包括担保方式を念頭に販売会社にとっても名義を維持する必然性を指摘するものとして、伊藤・前掲注(10)一八頁、田村・前掲注(4)四頁。

(15) 道垣内弘人『担保物権法』三三二頁(有斐閣、第四版、二〇一七年)など。議論状況について、田村耕一『所有権留保の法理』二七五頁(信山社、二〇一二年)。なお、旧約款については、与信第三者が留保所有権を取得する法律構成について、對抗要件の要否と絡めて議論されているが(詳細に紹介または検討したものとして、野村・前掲注(3)一四頁、荒木・前掲注(3)一四四頁、和田・前掲注(3)一三〇頁、杉本・前掲注(3)九六頁)、本稿では立ち入らない。

(16) 中田淳一『破産法・和議法』一一六頁(有斐閣、一九五九年)、我妻榮『債権各論中』三一八頁(岩波書店、一

九五七年)。最近のものとして、三上威彦「基本的所有権留保と破産手続(下)」判タ五三三六号六二頁(一九八四年)、同「倒産法」四七四頁注(63)(信山社、二〇一七年)は、留保売主と留保買主が目的物を共有している関係にあり、留保売主は取戻権を行使できるが、清算義務を課せられるとする。また、道垣内・前掲注(15)三三七頁は、取戻権と解するが、民事再生・会社更生においては担保権実行中止命令(民再三一条、会更二四条一項)の適用が可能とする(矢吹徹雄「所有権留保と倒産手続」判タ五一四号一二三頁(一九八四年)も同旨)。

(17) 竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」同『担保権と民事執行・倒産手続』二九二頁(有斐閣、一九九〇年)、竹下守夫編代『大コンメンタール破産法』二八三頁(野村秀敏)(青林書院、二〇〇七年)、伊藤真ほか編『条解破産法』五二〇頁(弘文堂、第二版、二〇一四年)、伊藤真『破産法・民事再生法』四四六頁(有斐閣、第三版、二〇一四年)等。

(18) 大阪地判昭和四四年一〇月三〇日金法九一二号三七頁、札幌高決昭和六一年三月二六日判タ六〇一七四頁、東京地判平成一八年三月二八日判タ一二三〇号三四二頁等。

(19) 大阪地方裁判所・大阪弁護士会個人再生手続運用研究会編『改正法対応 事例解説個人再生』二二八頁(新日本法規出版、二〇〇六年)等。

(20) 山本・前掲注(3)七〇頁、福田・前掲注(4)四頁、東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務』(第三版、金融財政事情研究会、二〇一四年)一七〇頁等。ただし、加毛・前掲注(3)一一八頁は、「本件では別除権を前提に当事者の主張・立証が展開され、また結論として別除権行使が否定されるので、最高裁の立場が明示されたとは必ずしも言えない」との留保を付している。

(21) 竹下守夫編代・前掲注(17)二〇九頁(松下淳二)、二八二頁(野村秀敏)、伊藤眞はか編・前掲注(17)四一六頁、園尾隆司、小林秀之編『条解民事再生法』二七〇頁(原強)(弘文堂、第三版、二〇一三年)。販売会社による自動車売主所有権留保の事案における裁判例として、東京高判昭和五二年七月一九日判タ三六〇号一九六頁。

(22) 売主所有権留保を念頭に指摘したものと、矢吹・前掲注(16)一一八頁、第三者所有権留保を念頭に指摘したものと、千葉恵美子「割賦購入あっせん」福永有利編著『新種・特殊契約と倒産法』八一頁(商事法務研究会、一九八八年)、村田典子「判批(東京地判平成一九年三月二八日)」ジュリ一三八九号一〇三頁(二〇〇九年)。判例・裁判例として、最三小判昭和五六年一二月二二日判時一〇三二号五九頁は、顧客が売買代金に充てるため提携金融機関から借入れをし、これを販売会社が連帯保証する形態の割賦販売取引の事案における所有権留

保について、「更生法一〇三条(筆者注・現行会社更生法六一条)にいう双務契約における契約の双方の当事者の負担する対価的意義を有する債務とは、民法が規定する本来的意義の双方の債務を指し、前記のように、所有権移転ないし所有権移転登記(登録)手続の履行と求償債権の履行とを対価関係に立たしめ、引換給付にすべきことが合意されたとしても、このような合意をもつて同条にいう双務契約ということではない」とした原判決(東京高判昭和五六年五月一四日判タ四四八号一〇〇頁)を是認している。また、東京地判平成一八年三月二八日判タ一二三〇号三四二頁は、民再四九条の適用を否定する理由として、所有権移転登録債務と残代金債務は牽連関係にない旨を述べる。

(23) 杉本・前掲注(4)七一八頁、伊藤眞・前掲注(17)破産法・民事再生法四四七頁。加毛・前掲注(3)一一八頁は、契約解除により、債権者が受領した弁済の返還義務を負う一方で、中古品として価格の下落した目的物を押し付けられ、債権者の地位が害されるおそれについても指摘する。

(24) 第三者所有権留保の場合、購入者の割賦金支払義務は、売買代金支払義務ではなく立替金支払義務や求償義務であり、所有権移転義務や登録移転義務との間に双務契約としての対価性を有しないことを理由とする適用否定説

もある(千葉・前掲注(22)八一頁、印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法一九五一号六九頁(二〇一一年)。また、三上威彦「判批(札幌高決昭和六一年三月二六日)」「青山善充ほか編『倒産判例百選(別冊ジュリ一六三号)』」二二頁(有斐閣、第三版、二〇〇二年)は、通説を支持するが、第三者所有権留保の場合のみ双務契約としての対価性を否定する。これらに対し、三者契約においても顧客(買主)と信販会社だけを当事者として、立替金等債務と登録移転義務が未履行状態にあるとして、民再四九条の適用が認められる余地があるとの指摘もある(田頭・前掲注(3)一二五頁)。

(25) 野村剛司ほか「破産管財実践マニュアル」一〇九頁(青林書院、第二版、二〇一三年)、中山孝雄「金澤秀樹編『破産管財の手引』」二二〇頁(金融財政事情研究会、第二版、二〇一五年)、阿部ほか・前掲注(4)六五頁、坂本・前掲注(11)二八頁別表2。

(26) 当時の大阪地裁第六民事部所属裁判官が発表した論稿は、「対抗要件のない留保所有権に過ぎず別除権者とは認められないファイナンス会社が、購入者が支払不能に陥っていることを知りつつ自動車を引き上げ、その評価額と同額の立替金等債務を消滅させたとすると、偏頗的な代物弁済がされたものとして、否認対象行為(破産法一六二条一項)となると考えられる」と述べていた(福

田・前掲注(4)一四頁)。否認の可否をめぐる議論の詳細について、中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為を網羅的に紹介するものとして、印藤・前掲注(1)四三頁別表。

(27) 自動車メーカー系販売金融会社七社において、債務者側からの自動車の返還拒否や、偏頗行為を否認を受けるなどの紛争に発展した件数は、二〇一〇年以降全国で急増し、二〇一六年の時点で述べ三千件を超えると推計する調査結果がある(阿部ほか・前掲注(4)六七頁。旧約款と新約款を合わせた統計である)。なお、旧約款の事案で否認を肯定した裁判例として、東京高判平成三〇年一月一八日LEXDB 文献番号 25249515(評釈として)、宇野瑛人「判批」新・判例解説 Watch 倒産法 No 45(二〇一八年)がある。

(28) 阿部ほか・前掲注(4)六四頁・七一頁、伊藤・前掲注(10)二二頁等。

(29) 坂本・前掲注(11)二九頁。

(30) 評釈として、阿部弘樹「判批」新・判例解説 Watch 二二号二七頁(二〇一七年)。

(31) 上江洲・前掲注(3)一七六頁、小林明彦・前掲注(6)一三頁、杉本・前掲注(3)一〇〇頁、同・前掲注(4)七二四頁、田高・前掲注(4)金法一九五〇号五三頁、同・

前掲注(4)金法二〇三三三二六頁、田頭・前掲注(3)一三六頁、中井康之「担保付債権の代位弁済と対抗要件」伊藤眞ほか編著『担保・執行・倒産の現在』(有斐閣、二〇一四年)九二頁、野村・前掲注(3)一七頁。山本・前掲注(3)六九頁、和田・前掲注(1)一三五頁。

(32) 我妻榮『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』二五四頁(岩波書店、一九六四年)、磯村哲編『注釈民法(12)債権(3)』三四四頁(石田喜久夫)(有斐閣、一九七〇年)。

(33) 伊藤・前掲注(4)四五頁、杉本・前掲注(1)法教四三二号一六五頁、同・前掲注(3)一一一頁注44、田高・前掲注(1)金法二〇七三四頁、同・前掲注(4)金法一九五〇号五三頁、同・前掲注(4)金法二〇三三三二六頁。
 (34) 石口・前掲注(4)五七八頁、関・前掲注(4)判時二一七四号六頁。坂本・前掲注(1)三一頁は、結論は留保するものの、新約款について登録名義なくして別除権の行使を認めることに消極的姿勢である。

(35) 平成二二年最判が留保所有権者名義の登録を要求した趣旨が対抗要件か権利保護要件かについて、山田・前掲注(1)判解三八九頁は、いずれの理解も成り立ち得るとする。対抗要件とする見解として、田高・前掲注(1)二〇八五号三三頁、同・前掲注(4)金法二〇五三三二八頁、加毛・前掲注(3)一一九頁、和田・前掲注(3)二二九頁。権利保護要件とする見解として、小山・前掲注(3)五九

頁、杉本・前掲注(3)一〇一頁、石口・前掲注(4)五七六、五七八頁、関・前掲注(4)判時二一七四号七頁。なお、平成二二年最判以前のものとして、有住淑子「再生債務者の法的地位」櫻井孝一先生古稀祝賀『倒産法学の軌跡と展望』一二頁(成文堂、二〇〇一年)は、倒産法の画一的処理の要請から、登記や登録を求められるのは実体法上の第三者のみではない旨を説く。また、甲斐哲彦「対抗要件を具備していない担保権の破産・民事再生法上の地位」司研論集一一六号一三五頁(二〇〇六年)は、破産法四九条一項等は、権利保護要件としての対抗要件具備を一律に要求したものとする。

(36) 小山・前掲注(3)金法五九頁。なお、関・前掲注(4)判時二一七四号七頁は、二重譲渡や債権者代位のように特殊な事案を例に用いる。

(37) 坂井秀行「武士保隆介「所有権留保」伊藤眞ほか編集代表『倒産法の実践』二二二、二二三頁(有斐閣、二〇一六年)。坂本・前掲注(1)三一頁も、「当事者間のみで任意に設定できる契約条項の些細な相違点のみで、倒産手続における取扱い(総債権者に与える影響)を全く異なるものとするができる」ということになり、最高裁平成二二年判決がかようなことを想定していたとは考えにくいように思われる」とする。

(38) 伊藤・前掲注(1)一一一頁。

- (39) 後藤泰巳「須藤惇」判批(札幌地判平成二八年九月一日三日)「新・判例解説 Watch 110号二四六頁(二〇一七年)。
- (40) 阿部ほか・前掲注(4)七三頁。
- (41) この点を指摘した平成二二年最判の評釈として、佐藤・前掲注(3)四九八頁、田頭・前掲注(3)一三七頁。
- (42) このように解する見解として、荒木・前掲注(3)一四四頁、小林明彦・前掲注(3)一二二頁、田村・前掲注(4)一五頁。なお、田高寛貴「所有権留保の對抗要件に関する一考察」清水元ほか編『財産法の新動向(平井一雄先生喜寿記念)』二四六頁(信山社、二〇一二年)は理解を示すが、結論としては反対する。
- (43) この点は、研究会の席上における三木浩一教授の指摘に負う。
- (44) 杉本・前掲注(1)法教四三三号一六五頁、鈴木・前掲注(1)四頁、杉本ほか・前掲注(1)座談会二九頁(杉本和士、粟田口太郎)。
- (45) 印藤・前掲注(1)四二頁。このような被担保債権の範囲を超える充当合意は、留保所有権の実行により発生する与信第三者の清算金支払義務と、買主の回収費用支払債務の相殺合意と構成すべきであるとするが(同四二頁)、破産法七一条の相殺禁止の適用について議論の余地がある(詳しくは同四二頁注17、中西・前掲注(26)八四頁、
- 同「對抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為否認」山本克己ほか編『民事手続法の現代的課題と理論的説明(徳田和幸先生古稀祝賀)』七九一頁(弘文堂、二〇一七年)、伊藤・前掲注(4)金法二〇六三号四六頁)。
- (3) の大阪地判平成二九年一月一三日金法二〇六一号八〇頁は、このような充当合意による相殺を許容した。
- (46) 伊藤・前掲注(4)金法二〇六三号四五頁注27。ただし「信販会社が行使できる被担保債権が残代金債権の範囲に限定されるのであれば、約款の文言に即した法律構成を前提としてもよい。」とする。
- (47) 阿部ほか・前掲注(4)七三頁、田高・前掲注(1)金法二〇八五号二八頁。
- (48) 伊藤・前掲注(10)二〇頁。
- (49) 田高・前掲注(1)金法二〇八五号二八頁、福谷・前掲注(1)七頁。
- (50) 前記四二(3)の大阪地判平成二九年一月一三日金法二〇六一号八〇頁は、与信第三者による別除権行使を認めたと。
- (51) 最二小判昭和三年五月九日民集二二卷七号九八九頁、道垣内・前掲注(15)一三一頁等。
- (52) 田高・前掲注(4)金法一九五〇号六〇頁、同・前掲注(4)金法二〇五三号二九頁、同・前掲注(1)金法二〇八五号二九頁。

(53) 田村・前掲注(3)二八頁、伊藤・前掲注(10)一九頁。

(54) ただし、平成二年最判の理を前提とした場合、被担保債権は販売会社の下で生ずる必要があり、「販売会社と与信第三者が買主に対して有する一切の債権」というように包括的に指定した場合は、法定地位による構成と認定されないと思われる(この点を指摘するものとして、

田高・前掲注(4)金法二〇五三号二九頁、同・前掲注

(1)金法二〇八五号三一頁)。

(55) 伊藤・前掲注(4)四五頁、印藤・前掲注(4)八九頁、

杉本ほか・前掲注(1)座談会一九頁(栗田口)。

工藤 敏隆